

県議選広島市西区選挙区選挙長告示第二号

平成二十一年十一月八日執行の広島県議会議員広島市西区選挙区補欠選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成二十一年十月三十日

広島県議会議員補欠選挙広島市西区選挙区選挙長 爲 末 和 政

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときは、広島市西区役所において平成二十一年十一月六日午前九時に行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、広島市西区役所において平成二十一年十一月九日午前九時に行う。